

1 総括的事項について

- (1) 対象事業実施区域は、市街地に近く、いわき市の21世紀の森整備構想地域内に位置していることから、事業地選定の経緯、施設規模の必要性を明らかにすること。
また、事業の実施に伴う影響について、可能な限り回避・低減するとした内容を具体的に示すこと。
- (2) 事業内容及び環境保全措置については、遮水シートの強度及び経年変化、逆浸透膜の耐用期間、車両の入退場時の粉じん対策等を含め、詳細かつ分かりやすく示すこと。
また、埋立完了後の環境保全措置についても併せて示すこと。
- (3) 施設の設計に使用した設定条件については、その妥当性を明らかにすること。
特に、浸出水処理施設については、洗車排水、場内散水等を含め、流入する全ての水量について考慮し、必要な処理能力を決定すること。
また、雨水調節池、浸出水貯留施設の容量については、基準年に基づく算出に加え、近年の気象変動も考慮すること。
- (4) 漏水検知システムの運用、破損した遮水シートの補修方法、その補修のために掘り出した廃棄物の管理については、詳細かつ具体的に示すこと。
- (5) 市道綴町・上荒川線は事業の実施に伴う交通量の増加比率が高いことから、通行時間帯に配慮した道路交通の円滑化、廃棄物の飛散防止等の適切な環境保全措置を具体的に示すこと。
- (6) 衛生害虫対策の薬剤については、種類、使用量等を明らかにすること。
また、薬剤の飛散や流出を防止するための環境保全措置及び必要な環境監視計画を示すこと。
- (7) 環境影響評価の予測に使用した設定条件を明確に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。
- (8) 法令等により環境基準等が定められている環境要素の評価については、「回避・低減に関する評価」と「環境基準等との整合性の検討に関する評価」を区別して記載すること。
また、環境保全目標について、達成するとしている根拠をより明確に示すこと。
- (9) 環境保全措置については、複数案の比較検討及び回避・低減・代償措置の検討の経緯を明確に示すこと。
また、環境保全措置には、最新の技術、工法等を積極的に採用し、その効果をできる限り具体的に示すこと。
- (10) 供用時及び埋立完了後における施設管理計画及び環境監視計画並びにこれらの計画を実行する組織について明確に示すこと。
また、施設管理及び環境監視に関する情報について積極的に公表する方法を具体的に

に示すこと。

- (11) 今後、事業内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について予測及び評価を行い、その結果に基づく必要な環境保全措置を示すこと。
- (12) 環境影響評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得ながら適切な対策を実施する旨を記載すること。

2 大気環境について

- (1) 第2期埋立分の建設工事については、第1期埋立分の供用開始後に行われることから、大気質、騒音及び振動への影響について、定量的に予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を具体的に示すこと。
- (2) 建設副産物を再利用するために破碎、選別等を行う建設機械については、その配置及び運転計画を明らかにするとともに、これらを踏まえた予測及び評価を行うこと。
- (3) 濃縮汚泥の蒸発乾燥工程及び当該工程で使用するボイラーからの排出ガスの諸元を明らかにするとともに、その影響について予測及び評価を行うこと。
- (4) 工事時の粉じん等については、予測結果の高い地点があることから、作業管理基準を明確にするとともに、可能な限り粉じん等の発生を低減する環境保全措置を示すこと。
また、工事時の粉じん等の影響を適切に把握できるよう、調査地域及び時期を拡大した事後調査計画とすること。
- (5) 供用時の粉じん等については、作業管理基準を明確にするとともに、可能な限り粉じん等の発生を低減する環境保全措置を示すこと。
また、供用時の粉じん等について、事後調査計画に追加すること。
- (6) 大気質及び悪臭の予測に当たっては、対象事業実施区域で行った気象観測結果等を適切に活用することにより、当該地域の特性に応じた気象条件を設定するとともに、その根拠を分かりやすく示すこと。
- (7) 道路交通騒音については、環境基準を超過している地点があることから、工事関係車両等の通行台数をより具体的に設定して予測するとともに、影響を可能な限り低減する環境保全措置を示すこと。
なお、道路交通騒音の予測及び評価に当たっては、道路の高架構造等を考慮して適切な地点を設定すること。
- (8) 濃縮汚泥の蒸発乾燥装置の稼働、埋め立てた廃棄物の分解等により発生するおそれのある悪臭については、可能な限り定量的に予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を示すこと。

3 水環境について

- (1) 浸出水処理水の放流先を滑津川から新川に変更するとしていることから、放流先の

流域を変更する必要性と経緯を明確にするとともに、流域変更に伴う滑津川及び新川の流量及び水質への影響について定量的に予測及び評価を行うこと。

なお、水質の予測及び評価に当たっては、生物種への影響も含めて行うこと。

- (2) 浸出水処理施設の構造及び処理能力、逆浸透膜の維持管理方法については、詳細かつ具体的に示すこと。

なお、浸出水に含まれるアンモニア等の低分子化合物及び塩類の処理能力についても併せて示すこと。

また、多降雨時には、浸出水を廃棄物埋立層に内部貯留するとしていることから、内部貯留水の水位の管理方法について示すこと。

- (3) 浸出水処理水の放流により、新川におけるふっ素及びほう素の予測結果が、現状の倍以上の濃度となっていることから、可能な限り影響を低減する環境保全措置を示すこと。

- (4) 工事時の排水については、下流への影響を可能な限り低減するよう、水質及び水量の管理を適切に行うことを明らかにすること。

- (5) 対象事業実施区域及びその周辺地域は、石炭採掘に使用した坑道等が存在する可能性があることから、仮に遮水シートが破損した場合を想定して、地下水及び温泉水の水質への影響について検討すること。

- (6) 地下水については、対象事業実施区域の周辺地域における井戸及び温泉の利用状況、断層を含めた地層の状況並びに地下水の流向の調査を適切に行った結果を示した上で予測及び評価を行うこと。

- (7) 地下水の水位については、改変による浸透面積の変化だけでなく、地質の透水係数等を具体的に示した上で予測及び評価を行うこと。

- (8) 笑堂上溜池の底質の有害物質について、事業の実施に伴う影響が適切に把握できる事後調査計画及び環境監視計画を示すこと。

4 土壌、地形及び地質について

- (1) 対象事業実施区域については、その周辺地域に立坑跡が存在しており、石炭採掘に使用した坑道等が存在する可能性があることから、坑道等の存在について可能な限り調査を行うこと。

なお、その調査の結果、坑道等の存在が明確に否定できない場合は、坑道等が存在することを想定して、地盤の安定性、地盤沈下の可能性及び遮水シートへの影響について予測及び評価を行うこと。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺地域には、地滑りの疑いがある地形、崩壊しやすい地質等が確認されていることから、工事の実施及び施設の存在が、地形や地盤に及ぼす影響について予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を示すこと。

また、貯留構造物等の施設について、地震や豪雨に対する安定性を明らかにすること。

- (3) 土壌については、ふっ素の土壌環境基準を超える地域における地下水の水位を具体的に示した上で予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を示すこと。

5 自然環境について

- (1) 環境保全区域については、範囲の設定根拠、用地の確保状況、動植物の生息や生育に適した場所の存在、緑地保全等の維持管理計画を明確に示すこと。

また、移動した動物や移植した植物が、環境保全区域の生態系に及ぼす影響について、可能な限り定量的に示すこと。

- (2) 滑津川上流域は、事業の実施により水系の連続性が分断されるおそれがあることから、動植物に対する適切な環境保全措置を具体的に示すこと。

なお、環境保全措置の検討に当たっては、トウキョウサンショウウオ等の動物が人工水路に落下することの影響についても配慮すること。

- (3) オオタカについては、対象事業実施区域及びその周辺地域で営巣が確認されていることから、事業の実施による影響について明確にするとともに、営巣活動への影響を極力回避する環境保全措置を具体的に示すこと。

また、オオタカの営巣活動への影響を把握するための事後調査計画を明確に示すとともに、その調査結果を踏まえた必要な環境保全措置を講じる旨を記載すること。

- (4) トウキョウサンショウウオ及びゲンジボタルについては、対象事業実施区域内において卵のうや個体が確認されていることから、生息に適した場所の減少による影響を評価し、その結果を踏まえて、これらの種に対する適切な環境保全措置を具体的に示すこと。

- (5) 工事時及び供用時において、対象事業実施区域及びその周辺地域で希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、専門家の指導及び助言を得ながら、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講じる旨を記載すること。

6 景観について

- (1) 景観については、施設を眺望できる可能性のある地点を適切に把握し、景観の変化を視覚的に示すことにより予測及び評価を行うこと。

なお、地点の選定に当たっては、対象事業実施区域に近接する四季の森エリアの遊歩道等にも留意すること。

- (2) 上荒川区公衆用道路は搬入用道路として使用されることから、当該道路の整備計画について具体的に示すとともに、周辺の樹林地景観との調和が図られるよう配慮すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域の周辺地域においては、21世紀の森公園におけるスポーツ施設や四季の森エリア遊歩道における自然観察会等の幅広い利用がなされていることから、これらの利用状況を適切に把握した上で、人と自然との触れ合いの活動の場について予測及び評価を行うこと。

8 廃棄物等について

- (1) 濃縮汚泥の蒸発固化物については、適切な処分方式を検討するとともに、その影響について予測及び評価を行うこと。

また、埋立完了後は場外搬出することとなることから、その影響についても予測及び評価を行うこと。

- (2) 建設発生土については、仮置き場所を示すとともに、仮置きによる影響について予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を具体的に示すこと。

9 事後調査について

事後調査計画については、事業の実施による影響を適切に把握できる項目、時期、期間、地点等を選定すること。

なお、河川の水質については、水生生物の観察を含めた事後調査計画及び環境監視計画とすること。

10 その他

- (1) 上記1から9の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価書の作成に当たっては、上記1から9の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。